

省 令

○農林省令第四十五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十号)第六條第二項、第八條第七項及び第十條第三項の規定に基き、並びに同法を實施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十一年九月一日

農林大臣 河野 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 国の負担金及び補助金の交付(第六十條―第六十五條)」を削る。

第六條第一項第二号中「羽田」の下に「板付」を加え、同條第二項第二号中「新渡」の上に「宮古」を加える。

第二十一條第二項中「廃棄したとき若しくは消毒したため毀損したとき」を「検査し、法第九條第一項から第三項までの規定により郵便物を消毒し、若しくは廃棄するため、当該郵便物を郵便局から受領したとき」に改める。

第二十三條中「みかん」の下に「琉球に輸出するものを除く。」を加える。

第二十四條第一項第二号中「九州においては三月三十一日」を「福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域(鹿児島県名瀬市及び同県大島郡の区域を除く。)内においては三月三十一日、鹿児島県名瀬市及び同県大島郡の区域内においては十二月三十一日」に改める。

第三十條第二項中「当該植物及びその容器包装」を「当該植物又はその容器包装」に改める。

第八章を削る。
第三号様式(表)中「AGRICULTURAL ADMINISTRATION BUREAU」を削る。
第五号様式を次のように改める。
第五号様式

隔離栽培に関する通知書

隔離第...号
...年...月...日

..... 殿

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名 〇

貴殿(あての)下記植物は、植物防疫法第8條第7項の規定による隔離栽培を必要とする物であるから、隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培をする場所(位置及び附近の状況)及び管理責任者について御回答願いたい。

なお、この件について.....年...月...日までに御回答のない場合は、植物防疫法施行規則第18條の規定により廃棄するから、御承知願いたい。

植物の種類及び数量

発送人住所氏名

荷受人(名あて)住所氏名

(:::港)到着年月日又は植物防疫官検査年月日

(参考)

隔離栽培の方法

1 荷記の.....は、.....等の植物から.....メートル以上離れた土地又は温室若しくは硝子室内において.....年...月...日から.....箇月間隔離栽培すること。

2 隔離栽培の責任者を定めること。

3 隔離栽培の期間中に当該植物に病害又は害虫が発生した場合は、遅滞なく、その旨を植物防疫官に通知すること。

4 隔離栽培の別冊中、1の場所から当該植物を移動してはならないこと。

5 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剂散布その他の措置を行うこと。

第六号様式を次のように改める。

第六号様式

隔離栽培命令書

.....年...月...日

..... 殿

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名 〇

植物防疫法第8条第7項の規定により下記1の植物を下記2の条件に従つて隔離栽培することを命ずる。

- 1 植物の種類及び数量
- 2 隔離栽培の条件

(1) 都道・市郡・区町村・番地・に植え付けること。
 (2) 当該栽培地の周囲・メートル以内の地に・年・月・日から・箇月間・等の植物を栽培しないこと。

(3) 隔離栽培の期間は、年・月・日から・箇月間とする。

(4) 管理の責任者は、(氏名)とすること。

(5) 栽培中有害動物又は有害植物(病害害虫その他の有害な動植物)が発生した場合は、速断なく、植物防疫所にその旨を通知すること。

(6) 植物防疫官の承認があるまでは、当該植物を前記栽培地から移動しないこと。

(7) 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて農林省その他の措置を行うこと。

第十一号様式

(消毒) 命 令 書

..... 殿
 年 月 日
 植物防疫所(支所又は出張所) 植物防疫官 氏 名

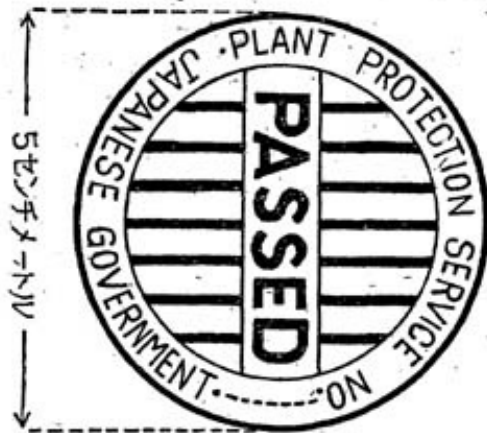
植物防疫法第 条第 項の規定により下記のとおり(消毒)することを命ずる。

- 1 (消毒)すべきものの品名、数量
- 2 (消毒)すべきものの所在地及び発送人若しくは荷受人の住所氏名
- 3 (消毒)を実施すべき期日又は期間
- 4 (消毒)の場所
- 5 (消毒)方法の種類

6 (消毒)方法の種類

第十八号様式(イ)を次のように改める。

第十八号様式



備考
 ..の所には、植物防疫所の検査合格証印の番号を記入すること。

第三十八号様式から第四十一号様式までを削る。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十九年度分以前の予算により支出された植物防疫法第二十三条第三項の負担金並びに同法第二十五条第一項、第三十二条第七項及び第三十五条第二項の補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この省令施行前に交付した植物防疫法施行規則第七条第二項の書面、同規則第十五条の文書、同規則第十六条の隔離栽培命令書、同規則第二十二條の廃棄又は消毒命令書及びこの省令施行前に押印した同規則第三十条第一項の合格証印は、この省令による改正後の同規則で定めるこれらの書類又は合格証印の様式によるものとみなす。